

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月17日
【届出者の氏名又は名称】	日本パレットレンタル株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番3号大手センタービル
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番3号大手センタービル
【電話番号】	03-6895-5200
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 山村 陽一
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	日本パレットレンタル株式会社 (東京都千代田区大手町一丁目1番3号大手センタービル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、日本パレットレンタル株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、日本パレットプール株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年2月2日付で提出した公開買付届出書につきまして、公開買付者が、2026年2月17日付で、対象者の第1位株主である日本貨物鉄道株式会社(以下「JR貨物」といいます。)との間で、JR貨物が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の契約を締結したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

対象者における意思決定の過程及び理由

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

3 当該株券等に関して締結されている重要な契約

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

前略

本公開買付けに際して、公開買付者は、2026年1月30日付で対象者の主要株主であるNIPPON EXPRESSホールディングス株式会社(所有株式数：180,000株、所有割合11.37%)(以下「NXHD」といいます。)との間で、NXHDが所有する対象者株式の全てである180,000株(所有割合：11.37%)(以下「本応募合意株式」といいます。)について、本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約書(以下「本応募契約」といいます。)を締結しております。本応募契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本応募契約」をご参照ください。

後略

(訂正後)

前略

本公開買付けに際して、公開買付者は、2026年1月30日付で対象者の第2位株主であるNIPPON EXPRESSホールディングス株式会社(所有株式数：180,000株、所有割合11.37%)(以下「NXHD」といいます。)との間で、NXHDが所有する対象者株式の全てである180,000株(所有割合：11.37%)(以下「本応募合意株式(NXHD)」)といいます。)について、本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約書(以下「本応募契約(NXHD)」)といいます。)を、さらに2026年2月17日付で、対象者の第1位株主である日本貨物鉄道株式会社(所有株式数：194,200株、所有割合12.27%)(以下「JR貨物」といいます。)との間で、JR貨物が所有する対象者株式の全てである194,200株(所有割合：12.27%)(以下「本応募合意株式(JR貨物)」)といいい、本応募合意株式(NXHD)と併せて「本応募合意株式」と総称します。)について、本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約書(以下「本応募契約(JR貨物)」)といいい、本応募契約(NXHD)と併せて「本応募契約」と総称します。)をそれぞれ締結しております。本応募契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本応募契約(NXHD)」及び「本応募契約(JR貨物)」をご参照ください。

後略

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

前略

また、公開買付者は、2025年12月18日にNXHDに対し本応募契約の締結を申し入れ、同日中に前向きに検討する旨の回答を得たため、本応募契約の締結に向けた協議を開始いたしました。その後、公開買付者は、2026年1月16日にNXHDと応募契約書の内容について対面で協議を実施し、2026年1月29日に、本公開買付価格が2,510円となることをNXHDに伝達したところ、同日、所有する本応募合意株式を本公開買付価格にて本公開買付けに応募する旨の回答があり、2026年1月30日付で本応募契約を締結いたしました。

(訂正後)

前略

また、公開買付者は、2025年12月18日に「J R 貨物及びN X H D」に対し本応募契約の締結を申し入れ、同日中に両社から前向きに検討する旨の回答を得たため、各社との間で、本応募契約の締結に向けた協議を開始いたしました。その後、公開買付者は、2026年1月16日に「J R 貨物及びN X H D」と本応募契約の内容について対面で協議を実施し、2026年1月29日に、本公開買付価格が2,510円となることを「N X H D」及び「J R 貨物」に伝達したところ、同日、「N X H D」より、所有する本応募合意株式会社（N X H D）を本公開買付価格にて本公開買付けに応募する旨の回答があり、2026年1月30日付で本応募契約（N X H D）を締結いたしました。また、2026年2月5日に、「J R 貨物」より、所有する本応募合意株式会社（J R 貨物）を本公開買付価格にて本公開買付けに応募する意向がある旨の回答があり、2026年2月17日付で本応募契約（J R 貨物）を締結いたしました。

対象者における意思決定の過程及び理由

(訂正前)

前略

対象者は、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、長期ビジョン(ありたい姿)をめざし、事業基盤の強化を図ってきたとのことです。しかしながら対象者の主要顧客である石油化学メーカーは、近年、中国の供給過剰と国内の需要低迷から生産能力の削減と高付加価値製品へのシフトが進み生産量が低下しているとのことです。また、耐熱性に優れたプラスチックパレットの登場を背景に、対象者が強みとしてきた木製パレットから、プラスチックパレットへのシフトが石油化学メーカーにおいて進んでいることに加え、プラスチックパレットレンタル市場における同業他社の攻勢は激化しているとのことです。さらに、対象者の社員構成において、N X H Dの完全子会社である日本通運株式会社(以下「日本通運」といいます。)及び日本貨物鉄道株式会社(以下「J R 貨物」)からの出向社員の比率が高い状況ですが、日本通運及び「J R 貨物」から、今後も同程度の出向者の受け入れを継続できるかが不透明であることや、対象者従業員の平均年齢が54.5歳と上昇傾向にあることから、若年層・専門的人材の確保が経営課題となっていると認識しているとのことです。そのような経営環境において、対象者のさらなる成長及び企業価値向上を実現するためには、新規事業の拡大やD X投資、人的資本経営等の抜本的な経営・事業変革の施策を検討する必要があると考えていたとのことです。

後略

(訂正後)

前略

対象者は、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、長期ビジョン(ありたい姿)をめざし、事業基盤の強化を図ってきたとのことです。しかしながら対象者の主要顧客である石油化学メーカーは、近年、中国の供給過剰と国内の需要低迷から生産能力の削減と高付加価値製品へのシフトが進み生産量が低下しているとのことです。また、耐熱性に優れたプラスチックパレットの登場を背景に、対象者が強みとしてきた木製パレットから、プラスチックパレットへのシフトが石油化学メーカーにおいて進んでいることに加え、プラスチックパレットレンタル市場における同業他社の攻勢は激化しているとのことです。さらに、対象者の社員構成において、N X H Dの完全子会社である日本通運株式会社(以下「日本通運」といいます。)及び「J R 貨物」からの出向社員の比率が高い状況ですが、日本通運及び「J R 貨物」から、今後も同程度の出向者の受け入れを継続できるかが不透明であることや、対象者従業員の平均年齢が54.5歳と上昇傾向にあることから、若年層・専門的人材の確保が経営課題となっていると認識しているとのことです。そのような経営環境において、対象者のさらなる成長及び企業価値向上を実現するためには、新規事業の拡大やD X投資、人的資本経営等の抜本的な経営・事業変革の施策を検討する必要があると考えていたとのことです。

後略

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

(訂正前)

前略

なお、大株主らの所有する対象者株式について、公開買付者とNXHDとの間で本応募契約が締結されたことに加え、下記「対象者における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、公開買付者はJR貨物との間でも応募契約又は不応募契約を締結する可能性があったことも踏まえ、利益相反の疑いを回避する観点から、現在、NXHDの100%子会社である日本通運の従業員を兼任している中山津久弘氏、現在、JR貨物の取締役を兼任している小暮一寿氏、並びにJR貨物及びその完全子会社である日本運輸倉庫株式会社の出身者であり、かつ、その関係上、JR貨物から指示等を受ける立場及び関係性にあることを必ずしも否定できない柏井省吾氏については、上記決議に参加しておらず、また上記決議にあたって行われた審議にも参加していないとのことです。もっとも、上記決議に参加していない、中山津久弘氏、小暮一寿氏及び柏井省吾氏が会社法上の特別利害関係人ではなかったと解釈された場合に、上記取締役会の定足数を確保する観点から、大株主らの役職員を現在兼任しておらず、3名の中で相対的に最も利害関係が小さいと考えられる柏井省吾氏を加えた4名の取締役において、改めて上記決議をしているとのことです。

(訂正後)

前略

なお、大株主らの所有する対象者株式について、公開買付者とNXHDとの間で本応募契約(NXHD)が締結されたことに加え、下記「対象者における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、公開買付者はJR貨物との間でも応募契約又は不応募契約を締結する可能性があったことも踏まえ、利益相反の疑いを回避する観点から、現在、NXHDの100%子会社である日本通運の従業員を兼任している中山津久弘氏、現在、JR貨物の取締役を兼任している小暮一寿氏、並びにJR貨物及びその完全子会社である日本運輸倉庫株式会社の出身者であり、かつ、その関係上、JR貨物から指示等を受ける立場及び関係性にあることを必ずしも否定できない柏井省吾氏については、上記決議に参加しておらず、また上記決議にあたって行われた審議にも参加していないとのことです。もっとも、上記決議に参加していない、中山津久弘氏、小暮一寿氏及び柏井省吾氏が会社法上の特別利害関係人ではなかったと解釈された場合に、上記取締役会の定足数を確保する観点から、大株主らの役職員を現在兼任しておらず、3名の中で相対的に最も利害関係が小さいと考えられる柏井省吾氏を加えた4名の取締役において、改めて上記決議をしているとのことです。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

(訂正前)

本応募契約

公開買付者は、2026年1月30日付で、N X H D (所有株式数：180,000株、所有割合11.37%)との間で、本応募契約を締結し、N X H Dが所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意しております。ただし、本応募契約締結後、N X H Dが本応募契約に違反することなく、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の末日までに、公開買付者以外の者により、本公開買付価格を上回る金額に相当する取得対価(金銭に限りません。)によりN X H Dが保有する対象者株式を取得することを目的とする具体的かつ実現の蓋然性が高い取引に係る法的拘束力のある提案(以下「適格対抗公開買付け等」といいます。)がなされた場合で、かつ、本公開買付けに応募することが、N X H D並びにその子会社及び関係会社の公開買付者及び対象者との事業上の関係を考慮してもN X H Dの取締役の善管注意義務に違反すると客観的かつ合理的に判断される場合には、公開買付期間の末日までの間に公開買付者に書面により通知することにより、本公開買付けへの応募義務を負わず、N X H Dが既に本公開買付けに応募をしていたときは、応募の結果成立した対象者株式の買付けに係る契約を解除することができる(公開買付者が本公開買付価格を変更したことにより、当該公開買付者以外の者による公開買付けが適格対抗公開買付け等に該当しなくなった場合にはこの限りではありません。)旨を合意しています。その他、本応募契約において、公開買付者及びN X H Dは、一般条項(解除条項(注16)、契約終了条項(注17)、公租公課及び費用、秘密保持義務、契約上の地位又は権利義務の譲渡等の禁止、通知、完全合意、準拠法、管轄、誠実協議)について合意されています。

なお、公開買付者は、本取引に関して、N X H Dに対して、本公開買付けの応募の対価の他に、何らかの利益を供与又は提供する旨の合意はしていません。

(注16) 本応募契約において、公開買付者及びN X H Dは、公開買付期間の末日までに限り、__本応募契約に基づき相手方当事者が履行又は遵守すべき義務が重要な点において履行又は遵守されていない場合、又は__相手方当事者について破産手続、再生手続、更生手続、特別清算その他適用ある同種の法的又は私的倒産手続(外国法に基づく手続を含む。)が開始された場合には、相手方当事者に事前に書面で通知することにより本応募契約を解除することができること、並びに__書面で合意した場合に本応募契約を解除できることが定められております。

(注17) 本応募契約において、本公開買付けが撤回された場合、又は本公開買付けが不成立となった場合には、何らの手続を要することなく自動的に終了することが定められております。

(訂正後)

本応募契約(N X H D)

公開買付者は、2026年1月30日付で、N X H D (所有株式数：180,000株、所有割合11.37%)との間で、本応募契約(N X H D)を締結し、N X H Dが所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意しております。ただし、本応募契約(N X H D)締結後、N X H Dが本応募契約(N X H D)に違反することなく、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の末日までに、公開買付者以外の者により、本公開買付価格を上回る金額に相当する取得対価(金銭に限りません。)によりN X H Dが保有する対象者株式を取得することを目的とする具体的かつ実現の蓋然性が高い取引に係る法的拘束力のある提案(以下「適格対抗公開買付け等」といいます。)がなされた場合で、かつ、本公開買付けに応募することが、N X H D並びにその子会社及び関係会社の公開買付者及び対象者との事業上の関係を考慮してもN X H Dの取締役の善管注意義務に違反すると客観的かつ合理的に判断される場合には、公開買付期間の末日までの間に公開買付者に書面により通知することにより、本公開買付けへの応募義務を負わず、N X H Dが既に本公開買付けに応募をしていたときは、応募の結果成立した対象者株式の買付けに係る契約を解除することができる(公開買付者が本公開買付価格を変更したことにより、当該公開買付者以外の者による公開買付けが適格対抗公開買付け等に該当しなくなった場合にはこの限りではありません。)旨を合意しています。その他、本応募契約(N X H D)において、公開買付者及びN X H Dは、一般条項(解除条項(注16)、契約終了条項(注17)、公租公課及び費用、秘密保持義務、契約上の地位又は権利義務の譲渡等の禁止、通知、完全合意、準拠法、管轄、誠実協議)について合意しています。

なお、公開買付者は、本取引に関して、N X H Dに対して、本公開買付けの応募の対価の他に、何らかの利益を供与又は提供する旨の合意はしていません。

- (注16) 本応募契約(NXH D)において、公開買付者及びNXHDは、公開買付期間の末日までに限り、()本応募契約(NXH D)に基づき相手方当事者が履行又は遵守すべき義務が重要な点において履行又は遵守されていない場合、又は()相手方当事者について破産手続、再生手続、更生手続、特別清算その他適用ある同種の法的又は私的倒産手続(外国法に基づく手続を含む。)が開始された場合には、相手方当事者に事前に書面で通知することにより本応募契約(NXH D)を解除することができること、並びに書面で合意した場合に本応募契約(NXH D)を解除できることが定められております。
- (注17) 本応募契約(NXH D)において、本公開買付けが撤回された場合、又は 本公開買付けが不成立となった場合には、何らの手続を要することなく自動的に終了することが定められております。

本応募契約(JR貨物)

公開買付者は、2026年2月17日付で、JR貨物(所有株式数：194,200株、所有割合12.27%)との間で、本応募契約(JR貨物)を締結し、JR貨物が所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意しております。ただし、本応募契約(JR貨物)締結後、JR貨物が本応募契約(JR貨物)に違反することなく、公開買付期間の末日の7営業日前までに、公開買付者以外の者により、本公開買付価格を10%以上上回る金額に相当する取得対価(金銭に限り、)により対象者株式を取得することを目的とする公開買付け(ただし、対象者株式の全部の取得を企図するものであることを要します。以下「適格対抗公開買付け」といいます。)が開始された場合で、かつ、本公開買付けに応募することが、JR貨物の公開買付者及び対象者との事業上の関係を考慮してもJR貨物の取締役の善管注意義務に違反すると客観的かつ合理的に判断される場合には、公開買付期間の末日の3営業日前までの間に限り、事前に公開買付者に書面により通知することにより、本公開買付けへの応募義務を負わず、JR貨物が既に本公開買付けに応募をしていたときは、応募の結果成立した対象者株式の買付けに係る契約を解除することができる(公開買付者が本公開買付価格を変更したことにより、当該公開買付者以外の者による公開買付けが適格対抗公開買付けに該当しなくなった場合にはこの限りではありません。)旨を合意しています。その他、本応募契約(JR貨物)において、公開買付者及びJR貨物は、一般条項(解除条項(注18)、契約終了条項(注19)、公租公課及び費用、秘密保持義務、契約上の地位又は権利義務の譲渡等の禁止、通知、完全合意、準拠法、管轄、誠実協議、公表、反社会的勢力との関係の不存在)について合意しています。

なお、公開買付者は、本取引に関して、JR貨物に対して、本公開買付けの応募の対価の他に、何らかの利益を供与又は提供する旨の合意はしておりません。

- (注18) 本応募契約(JR貨物)において、公開買付者及びJR貨物は、本契約締結日から3営業日以内までに限り、()本応募契約(JR貨物)に基づき相手方当事者が履行又は遵守すべき義務が重要な点において履行又は遵守されていない場合、又は()相手方当事者について破産手続、再生手続、更生手続、特別清算その他適用ある同種の法的又は私的倒産手続(外国法に基づく手続を含む。)が開始された場合には、相手方当事者に事前に書面で通知することにより本応募契約(JR貨物)を解除することができること、並びに 書面で合意した場合に本応募契約(JR貨物)を解除できることが定められております。
- (注19) 本応募契約(JR貨物)において、本公開買付けが撤回された場合、又は 本公開買付けが不成立となった場合には、何らの手続を要することなく自動的に終了することが定められております。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(訂正前)

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、NXHDとの間で、2026年1月30日付で本応募契約を締結しており、本応募合意株式会社について本公開買付けに応募する旨を合意しております。本応募契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「 本応募契約」をご参照ください。

(訂正後)

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、NXHDとの間で、2026年1月30日付で本応募契約(NXHD)を、JR貨物との間で、同年2月17日付で本応募契約(JR貨物)をそれぞれ締結しており、本応募合意株式会社について本公開買付けに応募する旨を合意しております。本応募契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「 本応募契約(NXHD)」及び「 本応募契約(JR貨物)」をご参照ください。